

令和6年度  
保育園・認定こども園  
保育(2・3号)認定用

❁ — 入園のご案内 — ❁

申込・問い合わせ

下野市 健康福祉部

こども福祉課 保育支援グループ

☎329-0492 下野市笹原 26 (市役所1F)

☎ 0285-32-8903

下野市

# も く じ

1. 保育施設について	1
2. 認定について	
(1) 認定区分	2
(2) 保育の必要な事由	3
3. 入園申込みについて	
(1) 4月入園・年度途中（5月～3月）入園	4
(2) 申込み後の流れ	5
4. 提出書類（入園申込みに必要な書類）	6
5. 広域入所について（下野市外の保育施設に通いたい場合）	7
6. 保育料（利用者負担額）について	8
7. 給食費について	10
8. 入園審査について	11
9. 注意事項（必ずお読みください）	14
10. 教育・保育施設一覧	16
11. 下野市の教育・保育施設マップ	18
★よい保育施設の選び方10か条（厚生労働省）	

# 1. 保育施設等について

保育施設は、保護者が就労、妊娠・出産、疾病などの理由で、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。  
市が運営する公立保育園と法人が運営する私立保育施設があります。

施設の種類	内容	施設数
保育園	保護者に代わり0歳から小学校就学前までの児童に保育を行い、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育をする施設です。	公立2施設 私立5施設 (16ページ参照)
認定こども園	保育を必要とする児童を預かる保育園と保育の必要性がなく満3歳からの児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ持つ施設です。	私立8施設 (17ページ参照)
小規模保育施設	0歳から2歳児を対象に定員19人以下で保育する施設です。3歳児(年少)からは連携する保育園、認定こども園に通うことができます。	私立1施設 (16ページ参照)

## 【 施設の見学について 】

実際に施設を見ることで安心感につながりますので、お申込みの前に、施設を見学することをおすすめします。見学の際には、各施設にご連絡をお願いします。

### ○●○見学のポイント○●○

- ・ 保育する人や施設の様子はどうか
- ・ 衛生面への配慮があり、清潔に保たれているか
- ・ 献立の栄養バランス、離乳食や食物アレルギーへの対応はどうか
- ・ 持ち物（体操着、シーツなど）はどんなものがあるか
- ・ 年間行事や行事への保護者参加の有無、役員活動などはどうか
- ・ ならし保育の期間や対応はどうか
- ・ 保育料以外にかかる費用（入園料、給食費、バス代、延長料金など）はどうか

## 2. 認定について

保育施設の利用にあたり、保育の必要な事由について、本市の認定を受ける必要があります。

### (1) 認定区分

認定には3つの区分があります。

認定区分	年齢	対象	利用できる施設	保育必要量
1号	満3歳以上	保育を必要としない場合	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
2号	満3歳以上	保護者の就労など、「保育の必要な事由」に該当する場合	保育園 認定こども園	保育標準時間 または 保育短時間
3号	満3歳未満	保護者の就労など「保育の必要な事由」に該当する場合	保育園 認定こども園 小規模保育施設	

※保育必要量は、保育の必要な事由により、「保育標準時間（1日11時間以内）」と「保育短時間（1日8時間以内）」に区分され、施設を利用できる時間や保育料が異なります。なお、保育標準時間、保育短時間の設定の時間は施設によって異なります。16・17ページの施設一覧表で確認してください。

**【利用時間の参考イメージ】** ※延長保育は有料です。

#### 保育標準時間

7:00		18:00	19:00
標準時間			延長保育

#### 保育短時間

7:00	8:30	16:30	19:00
延長保育	短時間		延長保育

## (2) 保育の必要な事由

児童の保護者がそれぞれ、以下の保育の必要な事由のいずれかに該当し、保育の必要性を確認できることが必要です。

保育必要事由	内容(家庭での保育が困難な理由)	保育必要量	認定期間
就 労	月 120 時間以上の就労	保育標準時間	就労している期間
	月 64 時間以上 120 時間未満の就労	保育短時間※	
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中や出産後に保育ができない場合	保育標準時間	産前 8 週が属する月から産後 8 週の属する月の翌月まで
疾 病 ・ 障 害	病気やけが、心身の障害で保育ができない場合	保育標準時間	療養等に必要な期間
介 護 ・ 看 護	同居または長期間入院等している親族を常時介護・看護しているため保育ができない場合	保育短時間※	介護、看護を必要とする期間
求 職 活 動	求職活動・起業活動を行っているため保育ができない場合	保育短時間	最大 3 か月間
就 学	月 120 時間以上の就学	保育標準時間	在学している期間
	月 64 時間以上の就学 120 時間未満	保育短時間※	
災 害 復 旧	火災・風水害・地震などにより、復旧の間保育ができない場合	保育標準時間	復旧に必要な期間
そ の 他	その他保育ができない特別な理由があると市が認めた場合		

※事情により、保育標準時間を希望する場合は、ご相談ください。(求職活動以外)

### 3. 入園申込について

保育施設の利用を希望する方は、こども福祉課窓口での申込みが必要です。下野市外の保育施設への入園希望の場合、受付期間が異なることがあります。

※必要書類が全てそろっていない場合や、受付期間が過ぎた場合原則受付できません。

#### (1) 申込受付期間

##### ①4月入園の場合

令和6年4月から保育施設に入園を希望する方は、以下のとおり受け付けます。

1次受付	令和5年10月2日(月)～10月31日(火)
2次受付	令和5年11月1日(水)～12月20日(水)

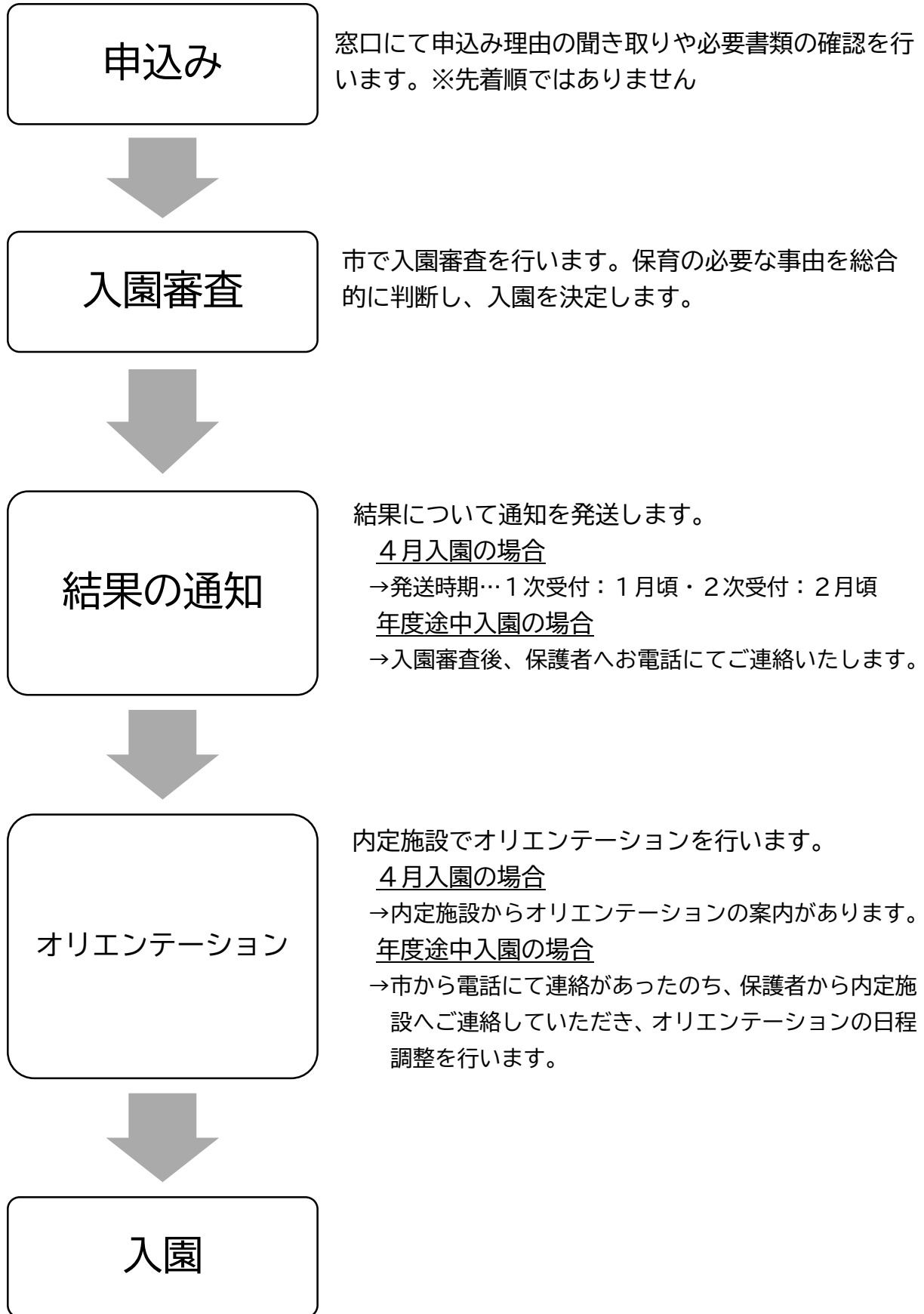
※2次受付は、1次受付期間に申込みされ保留となった方と一緒に審査します。

##### ②年度途中入園の場合(5月～3月)

令和6年5月から年度途中の入園を希望する方は、以下のとおり受け付けます。

入園希望月	受付期間	結果連絡
R6年5月	R5年11月1日(水)～R6年3月29日(金)	R6年4月15日前後
R6年6月	R5年12月1日(金)～R6年4月30日(火)	R6年5月15日前後
R6年7月	R6年1月4日(木)～R6年5月31日(金)	R6年6月15日前後
R6年8月	R6年2月1日(木)～R6年6月28日(金)	R6年7月15日前後
R6年9月	R6年3月1日(金)～R6年7月31日(水)	R6年8月15日前後
R6年10月	R6年4月1日(月)～R6年8月30日(金)	R6年9月15日前後
R6年11月	R6年5月1日(水)～R6年9月30日(月)	R6年10月15日前後
R6年12月	R6年6月3日(月)～R6年10月31日(木)	R6年11月15日前後
R7年1月	R6年7月1日(月)～R6年11月29日(金)	R6年12月15日前後
R7年2月	R6年8月1日(木)～R6年12月27日(金)	R7年1月15日前後
R7年3月	R6年9月2日(月)～R7年1月31日(金)	R7年2月15日前後

## (2) 申込み後の流れ



## 4. 提出書類（入園申込みに必要な書類）

以下の書類にご記入のうえ、受付期間内にご提出ください。

- ① 支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書（令和6年度用）
- ② 児童の心身の状況・家庭の状況調査
- ③ 保育の必要な事由を証明する書類（下記参照）

※兄弟で同時に申込みの場合、③は原本1部と人数分のコピーを添付してください。

保育の必要な事由	保育の必要な事由を証明する書類
就労 （会社員等）	就労証明書（勤務先が記入・証明したもので、証明日が3か月以内のもの）
就労 （自営業）	就労証明書・開業届や確定申告書の写しなど自営の実態（直近3か月の就労実態）が確認できるもの
妊娠・出産	母子手帳（表紙と出産予定日が記載されたページ）の写し
疾病・障害	診断書または障害者手帳の写し及び申立書
介護等	介護保険被保険者証の写し及び申立書
求職活動	申立書及び具体的な求職活動の内容を証明する書類（ハローワークカードの写し等）
就学	申立書、在学証明書及びカリキュラム（授業時間が記載されているもの）の写し
災害復旧	罹災証明及び申立書

※提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は提出前にコピーをしてください。

※就労証明書の内容を確認するために、勤務先へ確認の電話や訪問をすることがあります。

### 【下野市に転入予定の方】

申請時点では下野市外に住んでいるが、利用開始日の前日までに下野市に転入する方については、賃貸契約書、工事請負契約書など、契約者氏名と転入時期および転入住所が分かる資料の写しを添付してください。



## 5. 広域入所について（下野市外の保育施設に通いたい場合）

広域入所とは、入園を希望するお子さんの住所地以外にある保育施設に通いたい場合に、お子さんの住所地の市町村と、希望する保育施設がある市区町村の間で調整等を行うことで、希望する保育施設の入所が可能になる制度です。ただし、双方の市区町村で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も希望する場合は再度同様の申し込みが必要です。

### （1）下野市に住んでいる方が、市外にある保育施設に通いたい場合

- ・市外に転出する予定があり、転出先の下野市外の保育施設に申し込みをしたい方
- ・ご実家等での里帰り出産により、一時的に下野市外の保育施設に通いたい方
- ・保護者の勤務地等の都合により、下野市外の保育施設に通いたい方
- ・他市区町村から下野市に転入された方で、今まで通っていた下野市外の保育施設に継続して通いたい方（転入継続） など

→受託地の市区町村によって入園申込受付可能条件が異なりますので、まずは申し込みが可能かどうか、事前に下野市こども福祉課保育支援グループにご相談ください。

#### ※お子さんがすでに下野市内の保育施設に在籍している方

同時期に2つの園に在籍はできませんので、広域入所の期間は退園となります。退園後、再び下野市内の施設に入所を希望する場合は、新たに入園申込が必要となり、定員に空きがない場合は同じ園に再入園することは難しい可能性があります。事前にご了承のうえ、お申込みください。（広域入所をせず、相手方自治体の「一時保育」や「預かり保育」等の制度を利用すれば、退園する必要はありません。）

### （2）下野市に住んでいない方が、下野市内の保育施設に通いたい場合

- ・今後下野市に転入する予定があり、下野市の保育施設の申し込みをしたい方
- ・ご実家等での里帰り出産により、一時的に下野市の保育施設に通いたい方
- ・保護者の勤務地等の都合により、下野市の保育施設に通いたい方
- ・下野市から他市区町村に転出された方で、今まで通っていた下野市内の保育施設に継続して通いたい方（転入継続） など

→転入継続の場合を除き、いずれの場合でも保護者の方の勤務地や、入園希望のお子さんの住所地、里帰り先のご実家の住所地等が下野市であることが必須条件です。

### （3）広域入所の審査の流れ

まずは下野市在住の入園希望者の入園審査（一次審査）を行い、その結果によって各保育施設の定員数に余裕がある場合のみ、広域入所希望の方の審査をします（二次審査）。また、市内保育施設の保育士の配置状況に鑑み、保護者が保育士資格または幼稚園教諭免許（看護師、栄養士および調理師を除く）を有し、かつ市内保育施設で働く場合は、下野市在住の入園希望者と同様に一次審査となります。ただし、保育士資格または幼稚園教諭免許をお持ちの場合でも、転園希望（すでに下野市内の保育施設に通っているが、改めて市内の別の園を希望）の場合は、優先度が低くなるため通常の広域入所の審査（二次審査）となります。

## 6. 保育料（利用者負担額）について

保育料は、家庭に与える影響を考慮し、児童の年齢などに応じて下野市が定める額を各家庭で負担していただきます。公立、私立ともに保育料は同額です。保育料以外の保護者会費などの園費、延長保育料、給食費等については別途必要になります。

保育料は月の初日に在籍している限り、その月分の保育料が必要となります。仮に1か月全て欠席されたとしても保育料は納付いただきます。

### （1）保育料算定に際する考え方

- ① 基本的には、父と母の税額（市町村民税所得割額）を合算し算定  
※市町村民税所得割税額は、住宅ローン控除などの税額控除を適用する前の金額となります。
- ② 父母の収入で世帯の生計が賅えないと判断した場合は、同居親族のいずれか税額の高い方の額を父母の税額に合算し算定
- ③ 祖父母等、父母以外が児童を税法上の扶養に入れている場合は、児童の扶養義務者とみなし、父母の税額に合算し算定
- ④ 毎月の保育料は4月～8月分は各世帯の前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分は当該年度の市町村民税額により決定

### 【 下野市保育料月額表 】

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額） （年齢の基準日：令和6年4月1日）			
階層区分	定義	0～2歳児		3～5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間・ 保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円		
第3階層	市町村民税所得割課税額	48,600円 未満	15,000円		14,600円
第4階層		48,600円 以上 97,000円 未満	22,000円		21,600円
第5階層		97,000円 以上 169,000円 未満	33,000円		32,400円
第6階層		169,000円 以上 301,000円 未満	42,000円		41,200円
第7階層		301,000円 以上 397,000円 未満	50,000円		49,000円
第8階層		397,000円 以上	52,000円		51,000円

## (2) 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減制度について

子どもが2人以上いる世帯や、ひとり親世帯等は次のとおり保育料が軽減されます。

### ① 第1子が軽減対象施設（※1）に通所している場合

階層区分	区分の内容	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯	保育料無料	保育料無料
第2階層	市町村民税非課税世帯		
第3階層 ～ 第8階層	市町村民税課税世帯	保育料半額	

(※1) 軽減対象施設

1. 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業
2. 特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービス

### ② 第1子が小学生以上の場合

階層区分	区分の内容	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯	保育料無料	保育料無料
第2階層	市町村民税非課税世帯		
第3階層	48,600円未満	保育料半額	
第4階層	48,600円以上 57,700円未満		
	57,700円以上 97,000円未満	保育料軽減なし	
第5階層 ～ 第8階層	97,000円以上		

### ③ ひとり親世帯等の場合

階層区分	区分の内容	第1子	第2子
第1階層	生活保護世帯	保育料無料	保育料無料
第2階層	市町村民税非課税世帯		
第3階層	48,600円未満	保育料 7,000円軽減	
第4階層	48,600円以上 77,101円未満		
	77,101円以上 97,000円未満	保育料軽減なし	保育料軽減なし (※2)
第5階層 ～ 第8階層	97,000円以上		

(※2) 第1子が軽減対象施設に通所している場合は保育料半額

## 7. 給食費について

3歳以上児については、給食費(主食費+副食費)が必要となり保護者負担となります。ただし、以下に該当する場合は給食費のうち副食費(おかず代)が免除になり、主食費のみの負担となります。

また、給食費は施設により金額が異なりますので、詳細は施設にお問い合わせください。

階層区分	区分の内容		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		副食費免除		副食費免除
第2階層	市町村民税非課税世帯				
第3階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満			
第4階層		48,600円以上 57,700円未満			
		57,700円以上 97,000円未満	免除なし		
第5階層 ～ 第8階層		97,000円以上			

## 8. 入園審査について

保育の認定を受けた方について、保護者の就労状況や児童の状況など、保育の必要な事由を「下野市保育園等入園審査基準表」に基づき点数化し、「基本点数」と「調整点数」の合計点数が高い児童から順に、入園者を決定していきます。

基本点数 … 保育の必要な事由を点数化したもの

調整点数 … 保護者・児童に係る配慮すべき事情に応じ、点数を調整するもの

### 【 下野市保育園等入園審査基準表 】

#### (1) 基本点数

##### ① 就労の場合

労働形態	月の勤務日数	1日の勤務時間	点数
居宅外労働	月20日以上	7時間以上 (月換算 140時間以上)	20
		6時間以上 (月換算 120時間以上)	18
		5時間以上 (月換算 100時間以上)	16
		4時間以上 (月換算 80時間以上)	14
	月16日以上	7時間以上 (月換算 112時間以上)	17
		6時間以上 (月換算 96時間以上)	15
		5時間以上 (月換算 80時間以上)	13
		4時間以上 (月換算 64時間以上)	11
	月12日以上	7時間以上 (月換算 84時間以上)	14
		6時間以上 (月換算 72時間以上)	12
居宅内労働	月20日以上	7時間以上 (月換算 140時間以上)	19
		6時間以上 (月換算 120時間以上)	17
		5時間以上 (月換算 100時間以上)	15
		4時間以上 (月換算 80時間以上)	13
	月16日以上	7時間以上 (月換算 112時間以上)	16
		6時間以上 (月換算 96時間以上)	14
		5時間以上 (月換算 80時間以上)	12
		4時間以上 (月換算 64時間以上)	10
	月12日以上	7時間以上 (月換算 84時間以上)	13
		6時間以上 (月換算 72時間以上)	11
上記以外の就業時間で月換算 64時間以上 72時間未満の場合			10
内職に従事している場合			10

※変則勤務による就労は、勤務証明に記載されている月換算合計の就業時間をもとに、上記表に照らし合わせて判定を行います。

② 就労以外の場合

事由	内容・条件		点数
出産	産前産後 2か月のもの	切迫流産・多胎等妊娠などの出産に障害の 恐れがある場合	19
		上記以外のもの	17
疾病	入院(おおむね1か月以上)		20
	居宅療養	疾病のため常時臥床	20
		重篤な疾病により常時安静を要する	19
		精神疾患などにより常時安静を要する	16
		医師がおおむね1か月以上加療を要すると 診断したもの	15
上記以外のもの	13		
障がい	身体障害者手帳 を有するもの	1・2級程度	20
		3級程度	16
		4級以下	10
	精神障害者 保健福祉手帳を 有するもの	1・2級程度	20
		3級程度	18
		4級以下	10
	療育手帳を 有するもの	A1・A2・B1程度	20
B2程度		18	
親族の 介護	居宅外介護	入院付添い	※
		同居以外の親族の介護に常時あたるもの	10
	居宅内介護	要介護4・5	18
		要介護3	17
		上記以外の介護	16
	入園児童以外の心身障がい児童の介護、通園・通院・通学等の 付き添い	17	
災害	災害により被災した居宅等の復旧にあたる場合		20
就学	通学が伴う就学等のために保育にあたれない場合		※
求職	就職活動中	ハローワークの書類が添付されている 面接等を受けている	8
		インターネット等を利用し、就職活動中	4
	就職活動予定	入園後に活動を始める場合	1
特例	虐待、DV		20
その他	育休期間で既に施設を利用している場合		5

※居宅内労働時間に準ずる

## (2)調整点数

状 況	内 容 ・ 条 件	点 数
児童の 状 況	認可外保育施設に入園中(一時預かりの継続的な利用を含む)	2
	事業所内保育施設で保育中	1
	産休・育休明けの入園を希望	1
	育児休暇取得のため一度退園し、育児休暇明けに入園を希望	5
兄弟姉妹 の 状 況	兄弟姉妹が在園中	8
	兄弟姉妹で同時入園申込	1
	多胎児の場合	1
世帯の 特 殊 事 情	ひとり親世帯である場合(行方不明、拘禁を含む)	20
	両親行方不明、両親拘禁	20
	単身赴任	2
	生活保護世帯	2
その他	待機期間が3カ月以上	1
	待機期間が6カ月以上	3
	市内特定教育・保育施設に従事する保育士	10
	特別な配慮が必要と認められる世帯、要支援家庭(保健師等との関わりあり)である場合	1 ~5
	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯である場合	30
	入園内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合 (辞退した年度内に限る)	-10
	保育料の滞納が3ヶ月以上あり(卒園児・退園児含む)、納付相談がない、または相談があっても納付誓約を履行しない	-10

### 【 備 考 】

○広域利用(下野市外に住んでいる方の下野市内の保育施設の利用)については、市内居住者の選考後、希望保育施設の定員に余裕のある場合のみ利用可能となります。

○保育士の人材確保と保育需要への対応のため、下野市内の保育施設に勤務する保育士(下野市外在住含む)のお子さんについて、優先的に入所できるよう配慮しています。

※ 保育士の児童の入所を確実に保証するものではありません。

※ 転園にかかる申請を除きます。

## 9. 注意事項（必ずお読みください）

---

### 【入園申込み時】

- ★ 申込み前に可能な限り施設の見学を行い、保育内容や開所時間、延長保育料や教材費等の実費集金額など、よくご確認ください。見学の申込み等については直接施設に連絡してください。
- ★ 入園月の1日時点で下野市に住民票がある方が申込みの対象となります。市外在住の方は、入園希望月の前月末日までに下野市に転入することが申込みの条件となります。
- ★ 希望施設は、必ず通園できる範囲で記入し、利用を希望しない施設は記入しないでください。内定後に入園を辞退されますと、再度お申込みされた場合に入園審査で不利になりますのでご注意ください。
- ★ 入園の決定は先着順ではありません。期限に間に合うようにお申込みください。
- ★ 受付期限までに書類が不足している場合は受付できません。また、期限の直前は混み合いますので、日にちに余裕をもってお申込みください。
- ★ 申込み書類は年度内有効のため、利用の希望がなくなった場合は申込みの取下げが必要です。必ずこども福祉課に連絡してください。取下げの連絡がない場合、年度内は入園審査の対象となります。
- ★ 一度提出していただいた書類は返却しません。必要な場合はコピーをとるなどしてから提出してください。
- ★ 申込み書類に不正や虚偽があった場合、認定及び入園を取消す場合があります。
- ★ 入園申込み後に、世帯の状況や保育の必要な事由、利用希望施設等、申込み内容に変更があった場合には手続きが必要ですので、こども福祉課にご連絡ください。
- ★ 入園審査のために、下野市が保護者の就労先事業者等に照会を行うことがあります。
- ★ 令和5年度中と令和6年度4月の申込みを同時に行っている方が、令和5年度11月～3月の入園が内定した場合は、令和5年度中の入園が優先となります。あわせて、令和6年度4月の入園申込みは自動的に取下げとなります。



## 【 入園内定または保留決定後 】

- ★ 4月入園のみ、入園保留となった方には空き施設をご案内し、改めてご希望をお伺いした上で再度入園審査を行います。
- ★ 入園保留通知は初回のみ発送します。それ以降は、審査を経て入園が決定した場合のみ再度お知らせいたします。
- ★ 入園保留決定後、利用申込みの必要がなくなった場合は申込みの取下げが必要です。こども福祉課にご連絡ください。取下げの連絡がない場合、年度内は入園審査の対象となります。

## 【 入園後 】

- ★ 入園後、認定事項に変更が生じた場合は変更届等の提出が必要ですので、変更が分かり次第すみやかにこども福祉課にご連絡ください。  
(例：勤務先・勤務時間・住所・世帯員等の変更、退職、妊娠出産のための産休に入るなど)
- ★ 施設を継続して利用するには、保育の必要な事由に該当することが必要です。入園後に、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は施設を退園していただきます。ただし、認定こども園に入園している2号認定（満3歳以上）は1号認定に変更することで継続利用ができます。
- ★ 認定の変更（1号⇔2号、標準時間⇔短時間）の申請締切は毎月10日ですので、希望する場合は、入園施設に申請してください。翌月1日からの変更となり、月中での変更はできません。また、期限に遅れると翌月からの変更はできません。
- ★ 下野市を転出する場合、転出が分かった時点で入園施設かこども福祉課に連絡してください。原則、転出した月の末日で退園となります。継続して入園を希望する場合、転出先の自治体で入園の手続きが必要になります。
- ★ 育児休業中に入園申請・内定された方は、入園月の翌月15日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労要件として認められず、継続入園はできません。
- ★ 求職活動の要件で入園した場合、認定期間は最大3か月です。認定期間の最終月の15日までに勤務先を確定し、入園施設に就労証明書を提出してください。期限内に提出がない場合、継続入園はできません。
- ★ 妊娠・出産の要件で入園した場合、認定期間は出産日の8週後の属する月の翌月末までです。出産後に期間が確定しますので、出産後はすみやかにこども福祉課まで出産日をお知らせください。
- ★ 広域入所の場合は、年度が変わるごとに審査をする必要があります。一度入園しても、次の年度に必ず継続できるとは限りませんのでご注意ください。

# 10. 保育施設一覧

## ❖ 保育園 ❖

### 【 公立 】

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
グリム保育園	下長田 69 52-1127	150	(標)7:00~18:00	2か月~	○	○	-	-
			(短)8:30~16:30					
しば保育園	駅東 6-10-3 44-2788	70	(標)7:00~18:00	2か月~	○	○	-	-
			(短)8:30~16:30					

### 【 私立 】

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
あおば保育園 (社福法人内木会)	薬師寺 1584-6 48-5530	70	(標)7:00~18:00	2か月~ 2歳児	○	○	○	○
			(短)8:00~16:00					
わかくさ保育園 (社福法人薬師寺会)	薬師寺 3151-2 58-7438	80	(標)7:00~18:00	2か月~	○	○	○	-
			(短)8:00~16:00					
わかば保育園 (社福法人内木会)	下古山 3025-1 39-6305	100	(標)7:00~18:00	2か月~	○	○	○	-
			(短)8:00~16:00					
こがねい保育園 (社福法人内木会)	小金井 1249-1 44-3377	80	(標)7:00~18:00	2か月~	○	○	○	-
			(短)8:00~16:00					
吉田保育園 (学校法人愛泉学園)	吉田 783-1 48-5054	30	(標)7:00~18:00	5か月~	○	○	○	○
			(短)8:00~16:00					

## ❖ 小規模保育事業所 ❖

施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
にこにこ保育園 (一社にこにこ保育園)	上大領 313-40 37-6942	10	(標)7:00~18:00	2か月~ 2歳児	○	○	-	-
			(短)8:00~16:00					
連携施設	グリム保育園	「連携施設」では、卒園後の受け皿の役割を担い、引き続き保育を提供します。						
	野ばら幼稚園							

## ❀ 認定こども園 ❀

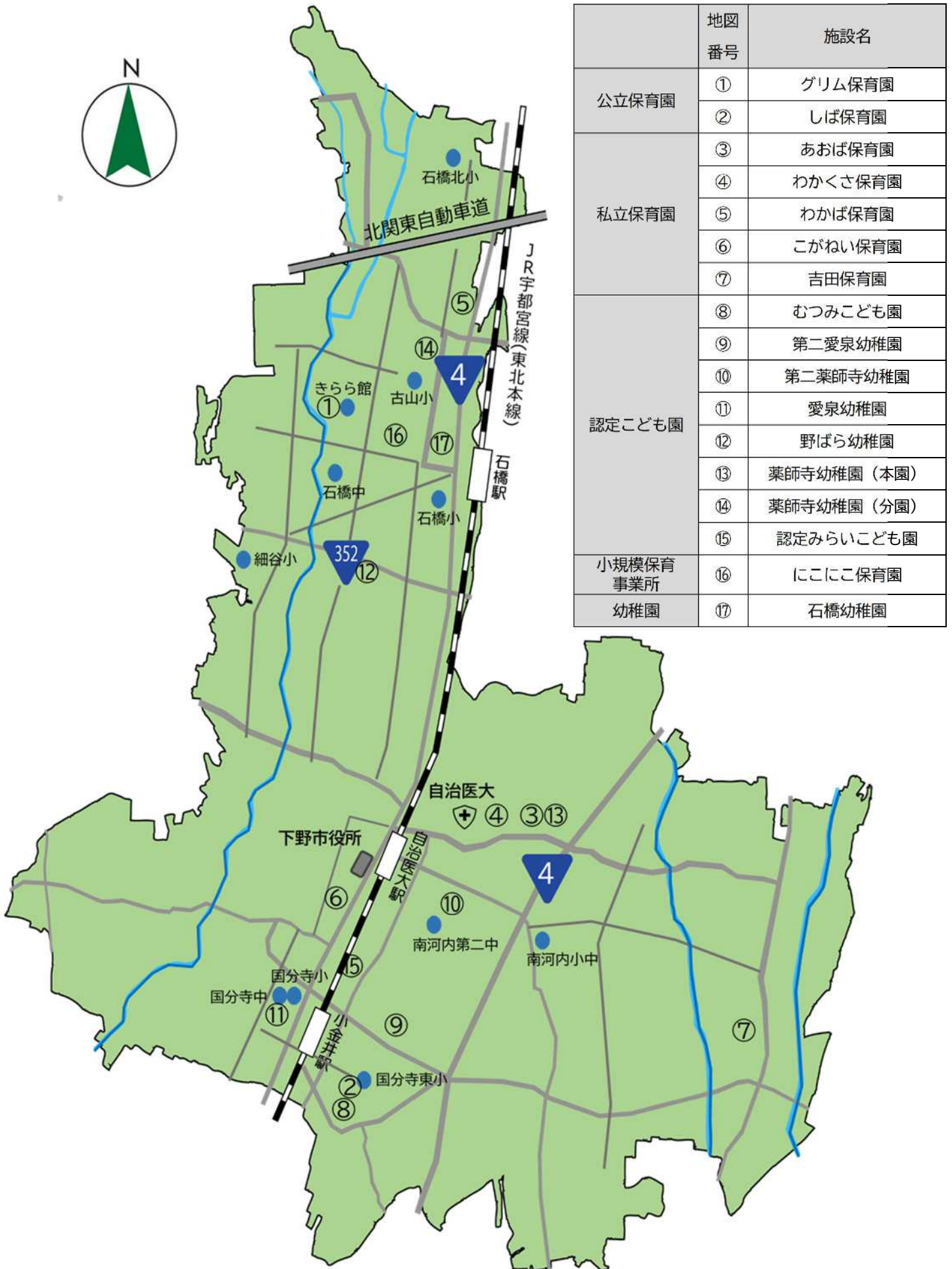
施設名	所在地 連絡先	利用 定員	保育時間	受入 年齢	土曜 保育	延長 保育	看護師 配置	通園 バス
第二薬師寺幼稚園 (学校法人内木学園)	祇園 4-6-3 44-9988	286	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
薬師寺幼稚園 (学校法人内木学園)	本園 薬師寺 1584-2 48-0132	526	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
	分園 下古山 3-12-28 38-8418	30	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~ 2歳児	○	○	○	○
認定みらいこども園 (社福法人内木会)	緑 2-3292-1 38-6123	85	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
野ばら幼稚園 (学校法人伊沢学園)	中大領 386-1 53-5508	309	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
愛泉幼稚園 (学校法人愛泉学園)	小金井 4-12-8 44-7783	267	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	4か月~	○	○	○	-
第二愛泉幼稚園 (学校法人愛泉学園)	柴 1403 44-2838	261	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○
むつみこども園 (学校法人むつみ学園)	柴 769-17 44-0405	240	(標)7:00~18:00 (短)8:00~16:00	2か月~	○	○	○	○

- (標) は標準時間、(短) は短時間の区分による利用時間です。
- 土曜保育 … 実施時間は施設により異なります。
- 延長保育 … 認定を受けている時間を超える場合は、別途料金がかかります。
- 一時預かり・病児保育・病後児保育・体調不良児保育 … 施設により異なります。

※ 記載内容は令和5年8月現在の情報のため、変更になる場合があります。

○●○ 詳しくは、各施設にお問い合わせください ○●○

# 11. 保育施設マップ



	地図 番号	施設名	
公立保育園	①	グリム保育園	
	②	しば保育園	
私立保育園	③	あおば保育園	
	④	わかくさ保育園	
	⑤	わかば保育園	
	⑥	こがねい保育園	
	⑦	吉田保育園	
	認定こども園	⑧	むつみこども園
		⑨	第二愛泉幼稚園
⑩		第二薬師寺幼稚園	
⑪		愛泉幼稚園	
⑫		野ばら幼稚園	
⑬		薬師寺幼稚園(本園)	
⑭		薬師寺幼稚園(分園)	
⑮		認定みらいこども園	
小規模保育 事業所	⑯	にこにこ保育園	
幼稚園	⑰	石橋幼稚園	

❀ ✕ 毛 ❀

A series of horizontal dashed lines for writing.

❀ ✕ 毛 ❀

A series of horizontal dashed lines for writing.

❀ ✕ 毛 ❀

A series of horizontal dashed lines for writing.

# よい保育施設の選び方 10か条

～ 厚生労働省 ～

## 1 まずは情報収集を

- ▶ 市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

## 2 事前に見学を

- ▶ 決める前に必ず施設を見学しましょう

## 3 見た目だけで決めないで

- ▶ キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

## 4 部屋の中まで入って見て

- ▶ 見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

## 5 子どもたちの様子を見て

- ▶ 子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

## 6 保育する人の様子を見て

- ▶ 保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
- ▶ 保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
- ▶ 保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
- ▶ 保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

## 7 施設の様子を見て

- ▶ 赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
- ▶ 遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
- ▶ 陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
- ▶ 災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

## 8 保育の方針を聞いて

- ▶ 園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
- ▶ どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
- ▶ 連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

## 9 預けはじめてからもチェックを

- ▶ 預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

## 10 不満や疑問は率直に

- ▶ 不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

詳しくはこちら  
「厚生労働省ホームページ」



❖ どの園がよいかは、ご自身の目で見て納得することが大切です ❖